

(証券コード：3059)
2023年6月7日
(電子提供措置の開始日 2023年6月2日)

株 主 各 位

神戸市須磨区中島町三丁目2番6号
(本社 神戸市西区岩岡町野中字福吉556)

ヒラキ株式会社

代表取締役 伊 原 英 二

第46回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第46回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイトにて「第46回定時株主総会招集ご通知および株主総会資料」として掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト（株主総会情報）】

<https://company.hiraki.co.jp/ir/soukai/soukai.php>



上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www.2.jp.x.com/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記のウェブサイトへアクセスして、当社名または当社証券コード「3059」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/P R情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って、2023年6月28日（水曜日）当社営業時間終了の時（午後5時40分）までに議決権をご行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月29日（木曜日） 午前10時
2. 場 所 神戸市西区岩岡町野中字福吉556
当社 本社5階多目的ホール
3. 目的事項
 報告事項 1. 第46期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第46期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
 決議事項
 議 案 剰余金の処分の件

以 上

【インターネットによる議決権行使の場合】

議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。詳細は、後記4頁をご覧ください。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限	2023年6月28日（水曜日）午後5時40分まで
------	---------------------------------

※インターネットおよび書面により二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

1. 新型コロナウイルス感染防止のため、本株主総会へご出席の株主様におかれましては、ご自身の体調をお確かめのうえ、感染防止策にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

なお、今後の感染拡大状況により、本定時株主総会におきまして感染予防のための措置を講じる場合がございますので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。なお、お土産はお配りいたしておりません。何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

3. 会社法改正により、電子提供措置事項について上記インターネット上の各ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第17条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

①事業報告の「5.会計監査人に関する事項」「6.業務の適正を確保するための体制」および「7.業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」

②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」

③計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

4. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトへ修正内容を掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

行使期限 2023年6月28日(水曜日) 午後5時40分まで

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットにより議決権行使される場合のウェブサイトアドレスは以下のとおりです。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトからも議決権を行使できます。
一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力いただく必要があります。(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)
- (3) 議決権の行使期限は、上記となっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (4) インターネットによって複数回数またはパソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (5) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。

3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

システム等に関する
お問い合わせ

三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート専用ダイヤル
【電話】0120(652)031(受付時間 9:00~21:00)

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

① 全般的概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限が緩和され、社会経済活動の正常化に向けた動きが見られました。一方、不安定なロシア・ウクライナ情勢を背景にした資源・エネルギー価格の高騰や、急激な円安進行による輸入原材料価格の上昇等により、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況の下、当社グループは、2021年度～2023年度を計画期間とする中期経営計画において、2022年度の経営方針を「唯一無二の存在へ～新しいモノ・やり方で客数を飛躍的に上げる～」とし、ウィズコロナ時代に人々のよりよい暮らしに役立つため、価格・品質・サービス面においてヒラキ流を徹底することにより、お客様に「驚き」「楽しさ」「満足感」をお届けするべく、オリジナル商品を軸とした通信販売・店舗販売・卸販売の各事業を精力的に展開してまいりました。しかしながら、2022年初頭の中国等の新型コロナウイルス感染症によるロックダウンの影響を受け、オリジナル商品の輸入に遅延が発生し販売機会の逸失を招いた他、急激な円安の進行による仕入原価の上昇等、通信販売事業を主に厳しい経営環境が続きました。

この結果、当連結会計年度における連結売上高は、142億88百万円（前期比6.0%減）、営業利益は1億55百万円（前期比77.5%減）、経常利益は1億88百万円（前期比72.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は1億11百万円（前期比76.1%減）となりました。

② 事業別概況

事業の種類別セグメントの売上高は、次のとおりであります。

区 分	金額 (百万円)	構成比 (%)	前期比 (%)
通信販売事業	7,834	54.8	89.8
店舗販売事業	6,185	43.3	99.6
卸販売事業	267	1.9	102.4
合 計	14,288	100.0	94.0

(注) 上記金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(通信販売事業)

通信販売事業におきましては、家計応援キャンペーン、新生活応援キャンペーンの他、インフルエンサーを活用した販売促進商品のPR投稿、アプリ60万ダウンロード記念クーポンの配布等の販売促進施策を実施し、新規顧客の獲得および既存顧客の受注促進に努めてまいりました。商品面では、価格と品質を追求した「ふわりっと」が累計販売足数80万足を突破した他、親子ルームウェア「ふわとろりモコモコ上下セット」、「レディースビット付ローファー」等の中価格帯に加え、高性能・お値打ち価格の「あったか極暖ラグ」等を投入し、お客様の支持を得ることができました。しかしながら、春夏シーズンに中国等の新型コロナウイルス感染症拡大による入荷遅延が受注に影響した他、急激な円安による仕入原価の上昇に伴う価格改定が、物価上昇下での消費者の節約志向と相まって、受注獲得に大きく影響しました。

この結果、売上高は、78億34百万円（前期比10.2%減）となりました。利益面は、減収に加えて、急激な円安による仕入原価の上昇に伴い売上総利益率が低下し、セグメント利益は5億32百万円（前期比50.7%減）となりました。

(店舗販売事業)

店舗販売事業におきましては、新型コロナウイルス感染症による行動制限が緩和されたことに加え、岩岡本店に「ヒラキ おかし館」を11月にオープンした結果、来店客数は増加基調に転じました。靴の強化策として、従来のブランドスニーカー主体のビジネスモデルから、オリジナル商品の売り場前面展開に加え、紳士靴・婦人靴において新しいブランド商品の導入を積極的に展開した他、大商談会開催等によって特価商品の仕入れにも注力しました。また、靴専門店は大阪・兵庫に新たに2店舗開店、1店舗閉店し11店舗体制で売上は堅調に推移した結果、全店の靴売上高はオリジナル商品を主に前期を上回りました。一方、食品部門は菓子類が好調に推移しましたが、他の部門が苦戦し前期の売上高に至りませんでした。

この結果、売上高は61億85百万円（前期比0.4%減）となりました。利益面は、専門店を主にオリジナル商品の売上高および売上構成比がアップした結果、セグメント利益は10百万円（前期は損失25百万円）となりました。

(卸販売事業)

卸販売事業におきましては、主力取引先および靴専門店向け「大卸し」を主に、売上高は前期を上回ったものの、急激な円安による仕入原価の上昇に伴い売上総利益率が低下しました。

この結果、売上高は2億67百万円（前期比2.4%増）、セグメント損失は17百万円（前期は損失7百万円）となりました。

③ 設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資の総額は218百万円であり、有形固定資産のほか、無形固定資産を含んでおります。主な設備投資として、岩岡店おかし館に係る諸設備費用として54百万円および靴専門店新規出店に係る諸設備費用として10百万円、通販・店舗部門のシステム更新に係る費用として116百万円の設備投資を実施いたしました。

④ 資金調達の状況

当連結会計年度における所要資金は、長期借入金による資金調達によって充当いたしました。

(2) 対処すべき課題

経営の基本方針

「人の生命は限りがある。会社の生命を永遠のものにして、次の時代のための礎となろう」が当社グループの社訓であり、長期安定的な企業価値の向上を目指しております。その実現のためには、コーポレート・ガバナンス体制の充実が経営の重大な課題と認識し、経営責任の明確化と迅速果断な経営判断を行うため、執行役員制度を導入し、取締役会は少人数の構成としております。

「会社は100%お客様のためにある」

「会社は100%社員のためにある」

「会社は100%世の中のためにある」

お客様に必要とされるということは、世の中に必要とされることであり、つまりは「会社は100%世の中のためにある」ということを真剣に考え、日々取り組んでおります。その精神を磨き、全てのステークホルダーから必要とされる「価値」を生み続けることが当社グループの使命であると考えております。

この考え方にに基づき、当社グループの「経営理念」を定め、その実践を通じて、長期安定的な企業価値の向上を図ってまいります。

〔経営理念〕

- 一、私達は、常にお客様に満足をしていただくために、価値あるサービスを他に一步先んじて、提供し続けていきます。
- 一、私達は、常に仕事を通じて、自らの成長と豊かな生活を実現するために、創意と工夫をこらし、明るい職場をつくります。
- 一、私達は、常に進取気鋭の精神こそ、活力の源泉であることを確認し、新しいビジネスの創造に、積極果敢な挑戦をし続けていきます。

2023年度の見通し

今後の経済情勢は、円安基調の為替相場動向や原材料価格の高騰などによる消費財やエネルギー等の価格上昇が消費者の節約志向を招く懸念があるなど、景気の先行きは依然として不透明な状況が予想されます。

このような状況の下、2023年度は第三次中期経営計画の最終年度に当たります。中期経営計画の基本戦略「オリジナル商品を軸とした事業をさらに磨き上げるとともに、新しい事業領域にもチャレンジする」の下、今年度の年度方針を「原点経営を推進する」とし、当社の原点であるオリジナル商品を軸とした各事業をさらに磨き上げ、持続的な成長と企業価値の向上に取り組んでまいります。

通信販売事業におきましては、材料費の高騰および円安基調下、販売価格への影響を最小限とすべく協力工場の閑散期生産を推進する他、開発から販売までのリードタイムを短縮し、消費者にタイムリーかつお値打ち感ある商品提供を推し進めてまいります。また、アフターコロナの消費者ニーズに寄り添った商品開発および「M i L K F R A P P E」に次ぐ商品のブランド化を推し進め、新規顧客の獲得と既存顧客の受注増加につなげ、会員数回復に取り組んでまいります。

店舗販売事業におきましては、多様な集客策を講じるとともに、売上増加に向けた靴の販売強化策として総合店はオリジナル商品と多彩なブランド靴の展開を強化する一方、靴専門店は、オリジナル商品に特化した店づくりとオペレーションの標準化をさらに推し進め、阪神地区を中心に新規出店を加速する計画としております。

卸販売事業におきましては、主要取引先に次ぐODM開発取引先の拡充に向けた新商品提案およびECサイト利用率の向上による「大卸し」の売上増加に取り組んでまいります。

今後とも、当社グループ一丸となり、長期安定的な企業価値の向上に取り組んでまいりますので、株主の皆様におかれましては、一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第43期 (2020年3月期)	第44期 (2021年3月期)	第45期 (2022年3月期)	第46期 (当連結会計年度 2023年3月期)
売 上 高 (百万円)	15,932	15,962	15,199	14,288
営 業 利 益 (百万円)	436	922	689	155
経 常 利 益 (百万円)	481	911	695	188
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	323	560	466	111
1株当たり当期純利益	66円42銭	115円06銭	95円78銭	22円94銭
総 資 産 (百万円)	16,644	17,114	16,735	16,438
純 資 産 (百万円)	6,593	7,099	7,419	7,452

(注) 第45期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第45期以降の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(4) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資率	主要な事業内容
上海平木福客商業有限公司 (中国 上海市)	1,050千米ドル	100%	靴・履物等の企画・ 発注および仕入

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(5) 主要な事業内容

事業部門	事業内容
通信販売事業	自社オリジナル商品を中心とした、カタログ、インターネットによる靴・履物、衣料品、日用雑貨品等の販売
店舗販売事業	ディスカウント業態の店舗による靴・履物、食料品、衣料品、日用雑貨品等の販売および靴専門店による靴・履物等の販売
卸販売事業	OEM開発商品を中心とした、大手小売店、量販店等への靴・履物等の販売

(6) 主要な事業所および営業所

① 当社

本社	社 部	神戸市西区岩岡町野中字福吉556 須磨本部（神戸市須磨区）
本店	舖	<総合店> 岩岡店（神戸市西区）、日高店（兵庫県豊岡市）、龍野店（兵庫県たつの市）、姫路店（兵庫県姫路店） <靴専門店> サンパティオ庄内店（大阪府豊中市）、イズミヤ昆陽店（兵庫県伊丹市）、フレンテ西宮店（兵庫県西宮市）、イズミヤ門真店（大阪府門真市）、イズミヤ小林店（兵庫県宝塚市）、イズミヤ枚方店（大阪府枚方市）、つかしん店（兵庫県尼崎市）、イズミヤ八幡店（京都府八幡市）、トナリエ南千里アネックス店（大阪府吹田市）、今福ファミリータウン店（大阪府大阪市）、塚口さんさんタウン店（兵庫県尼崎市）
物流センター		生野事業所（兵庫県朝来市）
営業所		東京営業所（東京都台東区）

② 子会社

上海平木福客商業有限公司（中国 上海市）

(7) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
251名	1名減

(注) 従業員数には、パート・アルバイト329名は含んでおりません。(パート・アルバイトについては、年間平均雇用人員(1ヶ月165時間換算)で算出しております。)

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
245名	1名減	45.1歳	15.5年

(注) 従業員数には、パート・アルバイト329名は含んでおりません。(パート・アルバイトについては、年間平均雇用人員(1ヶ月165時間換算)で算出しております。)

(8) 主要な借入先の状況

借入先	借入額(百万円)
株式会社みなと銀行	894
兵庫県信用農業協同組合連合会	632
株式会社山陰合同銀行	592
株式会社三井住友銀行	592
株式会社百十四銀行	504

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 17,920,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,867,407株
(自己株式 288,193株を除く)
- (3) 株主数 13,996名
- (4) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
株 式 会 社 マ ヤ ハ	752	15.44
ヒ ラ キ 従 業 員 持 株 会	269	5.53
神 戸 信 用 金 庫	251	5.16
株 式 会 社 み な と 銀 行	211	4.33
平 木 和 代	195	4.01
株 式 会 社 山 陰 合 同 銀 行	184	3.78
兵 庫 県 信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 会	110	2.25
株 式 会 社 山 口 銀 行	96	1.97
梅 木 孝 雄	93	1.91
凸 版 印 刷 株 式 会 社	70	1.43
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	70	1.43

- (注) 1. 千株未満は、切り捨てて表示しております。
2. 当社は、自己株式288,193株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長 兼社長執行役員	伊 原 英 二	最高執行責任者
取 締 役 専務執行役員	梅 木 孝 雄	店舗販売事業部長兼店舗統括部長 上海平木福客商業有限公司 董事
取 締 役 常務執行役員	姫 尾 房 寿	現業支援本部長兼総務部長兼経営戦略室管掌 上海平木福客商業有限公司 監事
取 締 役 執行役員	堀 内 秀 樹	開発商品事業部長 上海平木福客商業有限公司 董事長
取 締 役	朝 家 修	公認会計士・税理士朝家事務所 代表 株式会社日住サービス 社外取締役
取 締 役	船 瀬 紗代子	学校法人西須磨幼稚園 副園長
常 勤 監 査 役	上平田 哲	
監 査 役	熊 尾 弘 樹	
監 査 役	山 田 良 種	神戸信用金庫非常勤監事

- (注) 1. 取締役のうち朝家 修氏および船瀬紗代子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、両氏は東京証券取引所から確保を義務づけられている独立役員として同取引所に届け出ております。
2. 監査役のうち熊尾弘樹氏および山田良種氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、両氏は東京証券取引所から確保を義務づけられている独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 監査役 熊尾弘樹氏は、元病院事務局長として経理部門に長年勤務し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 2022年6月29日開催の第45回定時株主総会において、山田良種氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。
なお、同定時株主総会終結の時をもって、松田陽三氏は監査役を任期満了により退任いたしました。
5. 重要な兼職の異動の状況について
該当事項はございません。
6. 当事業年度中の取締役および監査役の地位・担当等の異動
該当事項はございません。
7. 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

(2023年3月31日現在)

役 名	氏 名	担 当
執行役員	埜 邨 敬 和	品質管理部長
執行役員	東 端 聡	開発商品事業部 商品開発部長 兼 開発管理部長
執行役員	蓮 井 敏 之	開発商品事業部 通信販売部長
執行役員	高 下 幸 弘	経営戦略室長 兼 現業支援本部副部長

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役	65,176	65,176	—	—	6
監査役	12,570	12,570	—	—	4
合計 (うち社外役員)	77,746 (9,000)	77,746 (9,000)	— (—)	— (—)	10 (5)

- (注) 1. 上記には、2022年6月29日開催の第45回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役（社外監査役）1名を含んでおります。
2. 報酬等の額には従業員兼務取締役の従業員分給与は含まれておりません。

② 業績連動報酬等に関する事項

事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した賞与とし、その支給総額を対象員数に基づく親会社株主に帰属する当期純利益の一定割合を上限として取締役会で決定し、毎年定時株主総会終了後に支給することとしています。業績連動報酬に係る業績指標は、企業の持続的成長の観点から連結売上高、連結営業利益および親会社株主に帰属する当期純利益とし、取締役会において業績予想値の達成度および直近5事業年度の実績平均との比較などを総合的に勘案した業績評価を行い、支給の有無、また支給する場合はその総額を独立社外取締役および監査役の同意を得た上で決定しております。当事業年度を含む連結売上高・連結営業利益・親会社株主に帰属する当期純利益の推移は、1. (3) 財産および損益の状況の推移に記載のとおりです。

③ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、1996年6月26日開催の第19回定時株主総会において年額2億円以内と決議しております（従業員兼務取締役の従業員部分は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は13名です。監査役の金銭報酬の額は、2014年6月27日開催の第37回定時株主総会において年額4千万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社グループの長期安定的な企業価値の向上およびガバナンスの強化を実

現するため、経営内容、世間水準および従業員給与等とのバランスを考慮しつつ、その職責に見合う報酬制度とすべく、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という。）を独立社外取締役および監査役の同意を得た上で2021年2月5日開催の取締役会において決議いたしました。

イ. 決定方針の内容の概要

社外取締役を除く取締役の報酬等は月例の固定報酬（以下「基本報酬」という。）および業績連動報酬等により構成しております。社外取締役については、独立した客観的な立場から経営の監督機能を担う役割を踏まえ、業績との連動は行わず基本報酬のみを支払うこととしております。

ウ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、独立社外取締役および監査役の同意を得た上で決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会は決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の額については、株主総会および取締役会で決議された限度額の範囲内で、決定方針に基づき、2022年6月29日開催の取締役会にて代表取締役会長兼社長執行役員の伊原英二に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしています。委任する権限の内容は、各取締役の基本報酬の額ならびに役位および個人の業績貢献度に応じた賞与の評価配分であります。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役会長兼社長執行役員が最も適しているからであります。取締役会は、当該権限が代表取締役会長兼社長執行役員によって適切に行使されるよう、独立社外取締役および監査役の同意を得ております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社の取締役・監査役・執行役員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

- ア. 朝家 修氏は、公認会計士・税理士朝家事務所代表であります。また、株式会社日住サービスの社外取締役であります。いずれも当社と重要な取引その他の関係はありません。
- イ. 船瀬紗代子氏は、学校法人西須磨幼稚園の副園長であります。当社と重要な取引その他の関係はありません。
- ウ. 熊尾弘樹氏は、重要な兼職先について該当事項はありません。
- エ. 山田良種氏は、神戸信用金庫の非常勤監事であります。神戸信用金庫は、当社株式を保有する大株主であり、当社との間に借入金等の取引がありません。

② 主要取引先等特定関係事業者

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	朝家 修	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、公認会計士・税理士として財務の専門家としての知識や経験に基づき、当該視点から監督・助言機能を果たしていただくことを期待しておりましたが、当社取締役会において当該視点から議案審議等に有用な発言を行い、当社取締役会の業務執行に対する監督・助言等適切な役割を果たしております。また、代表取締役および社外役員が出席する独立社外役員ミーティングでは、当社グループにおいて、中・長期的に対処すべき課題等について、客観的な立場から忌憚のない意見を表明し、社外役員の相互コミュニケーションを深めることで、取締役会での議論の活性化に貢献しております。
	船瀬紗代子	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、幼稚園副園長としての幅広い経験および通信販売事業の主要顧客層と同一視点で、監督・助言機能を果たしていただくことを期待しておりましたが、当社取締役会において当該視点から議案審議等に有用な発言を行い、当社取締役会の業務執行に対する監督・助言等適切な役割を果たしております。また、代表取締役および社外役員が出席する独立社外役員ミーティングでは、当社グループにおいて、中・長期的に対処すべき課題等について、客観的な立場から忌憚のない意見を表明し、社外役員の相互コミュニケーションを深めることで、取締役会での議論の活性化に貢献しております。

区分	氏名	主な活動状況
社外監査役	熊尾 弘樹	当事業年度開催の取締役会14回・監査役会14回全てに出席し、元金融機関役員および元病院事務局長として有する財務等豊富な実務経験に基づき有用な発言を行い、当社の監査体制の強化に貢献しております。
	山田 良種	2022年6月就任後に開催された取締役会10回・監査役会10回全てに出席し、金融機関における長年の実務経験および金融財政に関する幅広い知識や経験に基づき有用な発言を行い、当社の監査体制の強化に貢献しております。

④ 責任限定契約

当社は、各社外取締役および各社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 30百万円

② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 30百万円

(注) 1. 監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 当社の海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」を決議しております。

その概要は、以下のとおりであります。

(1) 当社および子会社（以下「当社グループ」という。）の取締役、執行役員その他これらの者に相当する者（以下「取締役等」という。）および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループは、事業を適正かつ効率的に運営するため、社員就業規則等において、当社グループの取締役等および従業員が、誠実に法令、規程および通達を遵守し、全力をあげてその職務の遂行に専念すべき義務を定めます。
- ② 取締役会は、法令および定款に定められた事項のほか重要な業務執行に関する事項を付議します。

取締役は、取締役会が決定する業務担当に基づき、法令および定款に則り、業務を執行します。

- ③ 監査役会は、取締役会における経営判断の適正性を監視する機関であり、また監査体制の一層の強化を目的とします。

監査役は、法令の定める権限を行使するとともに、内部監査室および会計監査人と連携して、当社グループの取締役等の職務執行が法令および定款に適合することを確保します。

- ④ 当社は、執行役員制度を導入し、経営の執行は取締役、業務の執行は執行役員と役割を明確にするとともに、独立性を考慮した社外取締役の選任を行い、コーポレート・ガバナンスの強化に努めます。
- ⑤ 当社は、有効な内部牽制機構によるコンプライアンスの充実を図ることを趣旨として、社長執行役員直轄の内部監査室を設置し、監査役および会計監査人と意見交換を行い、密接に連携しながら、当社グループにおける内部統制の評価ならびに業務の適正性および有効性について監査します。内部監査室は、監査結果について取締役および監査役に報告を行います。
- ⑥ 当社は、社長執行役員を委員長とする内部統制委員会を設置し、当社グループ全体の内部統制システムの整備・運用の推進を図り、その結果を取締役に報告する体制とします。
- ⑦ 当社は、コンプライアンスに係る管理を総合的・体系的に実施するため「コンプライアンス規程」を制定するとともに、「倫理規範」「行動規範」を定め、その周知徹底を図ります。当社グループの取締役等および従業員はこれを遵守するものとし、取締役会は遵守状況をモニタリングし評価します。

- ⑧ 当社は、当社グループ全体に係る「ヒラキ・ヘルプライン運用基準」を定め、事件、事故を未然に防止し、あるいは不正行為、コンプライアンス違反行為等を是正し、かつ、将来に向けての改善方法を提示することにより、企業倫理、法令等の遵守を徹底することを目的として、当社グループの内部通報窓口「ヒラキ・ヘルプライン」を設置します。「ヒラキ・ヘルプライン」は、当社常勤監査役に通報できる体制とし、通報者のプライバシーの保護ならびに通報者が通報を理由に不利益な取扱いを受けないことを規定します。また、その運用状況を毎年取締役会に報告します。
- ⑨ 当社グループは、金融商品取引法等に基づく財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の整備・運用規程」を制定し、必要な整備を行い、一般に公正妥当と認められる内部統制の評価基準に準拠して内部統制の有効性を評価します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

① 情報の保存および管理

当社は、「文書規程」に基づき、当社グループの保存対象文書（電磁的記録を含む。）、保管期間および保管部門を定め、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制を確保します。

② 情報の閲覧

当該情報は必要に応じ、必要な関係者が閲覧できる体制を維持します。

③ 情報セキュリティ体制

当社は、「情報システム安全管理規程」その他関連規程を定め、当社グループの情報の取扱い・保管・セキュリティに関する適切な運用体制を構築します。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① リスク管理体制

当社は、当社グループにおける様々なリスクの管理を適切に行うため、取締役会の決議によりリスク管理の基本的事項を「リスク管理規程」として定めています。内部統制委員会においてリスクを把握し、リスクごとの管理責任部門（子会社を含む。）を明確にしてそれぞれのリスク特性に応じた対応策を講じます。そのためにリスクの状況を把握し、迅速に判断できるように、各部門はリスクの状況を定例的に内部統制委員会に報告する体制とします。リスクの内容ならびに対策については、適宜経営会議に報告し、必要に応じて取締役会へ報告を行います。

また、社外システムの活用によるリスク管理として特にコンプライアンス面での充実を趣旨とし、事業活動において法律リスクの可能性を確認する場合、総務部が窓口となり、顧問弁護士、税理士等からの助言に基づき、対処する体

制を整えます。

② 職務権限の原則

当社グループの取締役等および各職位にある従業員は、取締役会決議および「職務権限規程」に基づき、その職務の遂行に必要な権限を付与されるとともに、その範囲内で職務の執行に伴うリスクを管理し、結果について責任を負います。

③ 監査体制

当社グループのリスク管理体制の適切性を維持するために、リスク管理のプロセスが有効に機能しているかどうか、内部監査室が各部署および子会社に対する監査を行う体制とします。

④ 危機管理

当社グループにおいて自然災害などの重大事態が発生した場合、「緊急連絡体制」に基づき、社長執行役員を本部長とする緊急対策本部を設置し、損害・損失等を最小限にとどめるための具体策を迅速に決定・実行します。

(4) 当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 経営方針、経営戦略および経営計画

取締役会は、当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、当社グループの取締役等および従業員全員が共有する経営方針、経営戦略および経営計画を定め、その浸透を図ります。

② 経営会議

当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、経営会議を設置し、業務執行状況について審議します。

③ 執行役員制度

当社は、経営と業務執行の分離により、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、執行役員制度を導入し、経営の効率化を図ります。

④ 職務権限および責任の明確化

執行役員および従業員の職務分掌と権限を社内規程で明確にし、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を確保します。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

① グループ運営体制

当社は、当社が定める「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営・事業に関する承認・報告体制を整備し、グループ会社の経営体制を定めます。

② 子会社からの報告

当社は、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、取締役会または当社グループの取締役等が出席する連絡会議等における定期的な報告を義務付け、必要に応じて指導・育成を行います。

③ 監査

監査役および内部監査室は、子会社に対し監査を行い、当社グループの統一的な業務執行を確保します。

(6) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

監査役が、その職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき従業員を指名します。

(7) 監査役を補助する従業員の独立性に関する事項および当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 独立性の確保

監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された従業員への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役等の指揮命令は受けないものとします。当該従業員に対する人事、処遇については、監査役会の同意を得るものとします。

② 指示の実効性の確保

当社は、指名された従業員に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社グループの取締役等および従業員に周知徹底し、監査役監査に必要な調査を行う権限を付与します。

(8) 当社グループの取締役等および従業員が当社監査役に報告するための体制等に関する事項

① 取締役等および従業員による当社監査役への報告

当社グループの取締役等および従業員（これらの者から報告を受けた者を含む。以下同じ。）は、その業務執行について当社監査役より説明を求められた場合、もしくは当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事項ならびに不正行為、法令および定款違反行為を認知した場合は、当該事実を当社監査役に報告する体制を確保します。

② 重要な会議への出席

常勤監査役は経営会議その他社内会議に出席し、当社グループの経営上の重要情報について適時報告を受けられる体制とするとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書は、都度監査役に回覧します。

③ 報告者の保護

当社は、監査役へ報告を行った当社グループの取締役等および従業員に対し、当該報告を行ったことを理由として、不利益な取扱いを行うことを禁止します。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 内部監査室は、監査役と緊密な連携を保ち監査役が自らの監査について協力を求めるときは、監査役が効率的な監査を行うことができるよう努めます。

② 代表取締役は、監査役との間で定期的な意見交換を行う機会を確保すること等により、監査役による監査機能の実効性向上に努めます。

③ 外部専門家の起用

監査役が必要と認めるときは、顧問弁護士・税理士との連携を図り内部統制機能を充実させます。

④ 監査費用等の処理に係る方針

監査役がその職務の執行につき費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとします。

(10) 反社会的勢力への対応

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、当社グループ業務への関与を拒絶し、あらゆる要求を排除するとともに、不当な要求を受けた場合には警察等の外部専門機関との緊密な提携関係のもと、組織的な対応を図ります。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 内部統制システム全般

当社グループの内部統制システム全般の整備・運用状況については、当社の内部統制委員会（当事業年度は5回開催）および内部監査室がモニタリングし、改善に取り組んでおります。内部統制委員会および内部監査室は、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を行っております。取締役会は半期毎に子会社から業務報告および経営計画についての説明を受け、指導・助言等を行っております。

また、当事業年度においては、情報システム関連および個人情報保護に係るマニュアルの見直しを行うなど、当社グループ全体としての業務の適正の確保を図っております。

(2) コンプライアンス体制

当社グループの役職員に向けて、コンプライアンス（インサイダー取引防止を含む）、個人情報保護および情報セキュリティに係る研修をそれぞれ年1回実施しております。当事業年度は、適宜社内通達や社内報による啓蒙、朝礼時の「倫理規範・行動規範」の唱和などを実施し、コンプライアンス意識の向上に取り組みました。また、全役職員は年1回コンプライアンス遵守の宣誓を書面にて行っております。

当社グループの内部通報窓口「ヒラキ・ヘルプライン」については、葉にして全役職員に配布するなど周知に努めております。また、取締役会は定期的に通報内容の概要について報告を受け、内部統制上問題がないことを確認しております。

(3) リスク管理体制

リスク管理規程に基づき、内部統制委員会において、リスクを定期的に洗い直し当社グループ全体のリスクを把握し、予防策として具体的な対策の協議を行っております。リスクマップを用いたリスク評価は年2回更新し統制活動の見える化を実施、内部統制委員会での議事内容を取締役に報告するとともに、経営会議において情報共有を行いました。加えて、当事業年度より、ESG要素の一体的運用を企図して内部統制委員会が主体となり、サステナビリティに関する取り組みを開始いたしました。

また、危機発生時に緊急連絡体制に基づいた迅速な対応を行うことを可能とするために、緊急事態対応マニュアルを2022年8月に改訂したほか、全役職員を対象とする緊急通報・安否確認システムを稼働させております。その実効性を確保する

ため、緊急連絡メールの一斉テスト配信、災害を想定した訓練などを定期的を実施しております。

(4) 効率的な職務執行体制

取締役会（当事業年度は14回開催）は、当事業年度末において独立社外取締役2名を含む取締役6名で構成されており、独立社外監査役2名を含む監査役3名および執行役員4名（兼務取締役除く。）も出席し、経営上の重要事項についての審議ならびに決議を行っております。

また、執行役員が出席する経営会議（当事業年度は12回開催）および情報会議（当事業年度は39回開催）などを通して、機動的な業務執行を遂行しております。

(5) 内部監査

内部監査室は、内部監査計画に基づき、年1回業務の適正性、法令遵守状況について、各部門に対し内部監査を実施しております。監査の結果、指摘部門については、半年後にフォロー監査を行うことで改善の実効性確保を図っております。

(6) 監査役の職務執行

監査役会（当事業年度は14回開催）は、監査に関する重要な事項について協議ならびに決議を行うとともに、代表取締役、独立社外取締役および会計監査人との間でそれぞれ定期的な意見交換会を実施いたしました。

監査役会は、内部監査室による内部監査に全て立ち会い、同時に監査役監査を実施いたしました。また、常勤監査役は、経営会議、内部統制委員会等重要な会議に出席したほか、取締役、従業員からのヒアリングや重要文書の閲覧等を通じて、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を確認し、より効率的な運用を行うための助言を行っております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	10,773,304	流 動 負 債	3,612,863
現金及び預金	5,728,799	買掛金	708,950
売掛金	938,670	1年内返済予定の長期借入金	1,943,116
商品	3,790,762	未払金	709,498
未着商品	53,851	未払法人税等	12,379
貯蔵品	13,214	賞与引当金	111,985
その他	255,930	契約負債	19,463
貸倒引当金	△7,925	その他	107,470
固 定 資 産	5,665,662	固 定 負 債	5,373,476
有形固定資産	5,293,547	長期借入金	5,049,956
建物及び構築物	2,036,783	退職給付に係る負債	189,356
機械装置及び運搬具	15,850	資産除去債務	35,711
土地	3,098,931	その他	98,452
リース資産	67,866	負 債 合 計	8,986,339
その他	74,115	純 資 産 の 部	
無形固定資産	100,718	株 主 資 本	7,391,853
投資その他の資産	271,396	資本金	450,452
投資有価証券	62,970	資本剰余金	1,148,990
繰延税金資産	137,207	利益剰余金	5,947,044
その他	71,218	自己株式	△154,633
資 産 合 計	16,438,967	その他の包括利益累計額	60,774
		その他有価証券評価差額金	9,753
		繰延ヘッジ損益	36,688
		為替換算調整勘定	14,332
		純 資 産 合 計	7,452,627
		負債及び純資産合計	16,438,967

連結損益計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		14,288,323
売上原価		7,666,904
売上総利益		6,621,418
販売費及び一般管理費		6,466,377
営業利益		155,041
営業外収益		
受取利息及び配当金	8,759	
為替差益	9,165	
その他の	46,574	64,498
営業外費用		
支払利息	27,300	
その他の	3,444	30,744
経常利益		188,795
税金等調整前当期純利益		188,795
法人税、住民税及び事業税	81,149	
法人税等調整額	△4,055	77,094
当期純利益		111,700
親会社株主に帰属する当期純利益		111,700

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	450,452	1,148,990	5,932,760	△151,191	7,381,010
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△97,416		△97,416
親会社株主に帰属する当期純利益			111,700		111,700
自己株式の取得				△3,441	△3,441
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	14,284	△3,441	10,842
当 期 末 残 高	450,452	1,148,990	5,947,044	△154,633	7,391,853

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	2,295	20,775	15,712	38,782	7,419,792
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△97,416
親会社株主に帰属する当期純利益					111,700
自己株式の取得					△3,441
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	7,458	15,912	△1,379	21,991	21,991
当 期 変 動 額 合 計	7,458	15,912	△1,379	21,991	32,834
当 期 末 残 高	9,753	36,688	14,332	60,774	7,452,627

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

上海平木福客商業有限公司

(2) 持分法の適用に関する事項

当社には、非連結子会社および関連会社はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

上海平木福客商業有限公司の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

a 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

b デリバティブ取引より生じる正味の債権（および債務）

時価法

c 棚卸資産

商 品……………店舗販売

売価還元法による低価法

通信販売

移動平均法による原価法

（収益性の低下による簿価切下げの方法）

卸 販 売

移動平均法による原価法

（収益性の低下による簿価切下げの方法）

未着商品……………個別法による原価法

（収益性の低下による簿価切下げの方法）

貯蔵品……………最終仕入原価法

- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- 有形固定資産……………建物（建物附属設備を除く）：定額法
 （リース資産を除く） 上記以外の有形固定資産：主として定率法
 ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を適用しております。
 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
 建物：20年～38年
- 無形固定資産……………定額法
 （リース資産を除く） なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
- ③ 重要な引当金の計上基準
- 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- ④ 重要な収益および費用の計上基準
- 顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。
- a 商品の販売
 当社グループにおいては、主に商品の販売を行っております。店舗販売事業における商品の販売については、顧客に商品を引き渡した時点で、通信販売事業および卸販売事業における商品の販売については、出荷した時点で収益を認識しております。
 なお、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を控除した純額を収益として認識しております。
- b 自社ポイントおよびクーポン
 当社は、店舗販売事業においては自社ポイントを、通信販売事業においてはクーポンを付与しております。売上時に付与した、自社ポイントおよびクーポンについては、履行義務として識別し、将来の使用見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、自社ポイントおよびクーポンが使用または失効した時点で収益を認識しております。

- ⑤ 退職給付に係る会計処理の方法
退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法によっております。
- ⑥ 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産および負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。
- ⑦ 重要なヘッジ会計の方法
- a ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。
- b ヘッジ手段とヘッジ対象
当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。
- ① 通貨関連
ヘッジ手段……為替予約等取引
ヘッジ対象……外貨建輸入取引に係る金銭債務
- ② 金利関連
ヘッジ手段……金利スワップ取引
ヘッジ対象……借入金に係る金利
- c ヘッジ方針
主に当社内部規定に基づき、為替変動リスク、金利変動リスクを軽減するために、ヘッジ対象の範囲でデリバティブ取引を行っております。
- d ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。
ただし、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一でありヘッジに高い有効性があると認められる場合や特例処理によっている金利スワップについては、有効性の判定を省略しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 担保に供している資産および担保付債務

建 物	1,394,816千円
土 地	2,779,761千円

上記は、1年内返済予定の長期借入金 824,806千円および長期借入金 1,958,391千円の担保に供しております。

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 6,259,525千円

3. 連結損益計算書に関する注記

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類および総数

普通株式	5,155,600株
------	------------

(3) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年 6月29日 定時株主総会	普通株式	48,708千円	10.00円	2022年 3月31日	2022年 6月30日
2022年 11月8日 取締役会	普通株式	48,708千円	10.00円	2022年 9月30日	2022年 12月2日

(4) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2023年6月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年 6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	48,674千円	10.00円	2023年 3月31日	2023年 6月30日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産にて行い、また、資金調達については金融機関借入による方針であります。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機目的やリスクの高いデリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

現金及び預金の一部は外貨預金であり、為替変動リスクにさらされておりますが、定期的な管理を行っております。

営業債権である受取手形および売掛金は、取引先の信用リスクにさらされております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理および残高管理を行い、リスク低減を図っております。

投資有価証券は、取引金融機関等、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクにさらされておりますが、定期的に時価を把握しております。

営業債務である買掛金、未払金および未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、買掛金の一部は外貨建てで為替変動リスクにさらされております。当該リスクに関しては、デリバティブ取引（為替予約等取引）を利用してヘッジしております。

借入金は、主に設備投資資金および在庫資金等の運転資金の調達を目的としたものであり、償還日（約定返済による完済日）は決算日後、最長で7年であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクにさらされておりますが、その一部においてデリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、主に輸入商品による仕入債務の為替相場変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約等取引、借入金に係る金利の将来の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針およびヘッジ有効性評価の方法等については、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」に記載のとおりであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、未払金および未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
投資有価証券			
其他有価証券	62,970	62,970	—
デリバティブ取引	52,849	52,849	—
長期借入金(1年内返済予定 の長期借入金を含む)	(6,993,072)	(6,970,742)	(22,329)

※1 負債に計上しているものについては、（ ）で示しております。

※2 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、正味の債務となる場合には（ ）で示しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを使用して算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、これらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債
(単位：千円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
投資有価証券 其他有価証券	62,970	—	—	62,970
デリバティブ取引	—	52,849	—	52,849

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債
(単位：千円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
長期借入金(1年内返済予 定の長期借入金を含む)	—	(6,970,742)	—	(6,970,742)

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間および信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

当社グループは、通信販売事業、店舗販売事業、卸販売事業を営んでおり、各事業の主な財またはサービスの種類は、商品販売であります。

また、各事業の売上高は、7,834,997千円、6,185,476千円、267,849千円であり、受取家賃39,499千円を含み、その他はすべて顧客との契約から認識した収益であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「会計方針に関する事項」の「重要な収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度および翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

当連結会計年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は、19,463千円であり、当社は、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて継続して収益を認識することを見込んでおります。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,531円13銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 22円94銭 |

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	10,774,997	流 動 負 債	3,583,506
現金及び預金	5,686,459	買掛金	652,854
売掛金	938,670	1年内返済予定の長期借入金	1,943,116
商品	3,804,653	リース債務	36,706
未着商品	60,031	未払金	708,708
貯蔵品	13,214	未払費用	41,533
前渡金	30,678	未払法人税等	12,379
前払費用	43,573	前受金	4,264
その他	205,641	預り金	10,733
貸倒引当金	△7,925	賞与引当金	111,985
固 定 資 産	5,654,683	債務保証損失引当金	35,696
有形固定資産	5,285,625	契約負債	19,463
建物	1,989,392	その他	6,065
構築物	47,390	固 定 負 債	5,373,476
機械及び装置	1,999	長期借入金	5,049,956
車両運搬具	13,850	リース債務	81,374
工具、器具及び備品	66,194	退職給付引当金	189,356
土地	3,098,931	資産除去債務	35,711
リース資産	67,866	その他	17,078
無形固定資産	100,703	負 債 合 計	8,956,983
ソフトウェア	52,047	純 資 産 の 部	
リース資産	39,040	株 主 資 本	7,426,256
その他	9,614	資本金	450,452
投資その他の資産	268,354	資本剰余金	1,148,990
投資有価証券	62,970	資本準備金	170,358
出資金	2,330	その他資本剰余金	978,632
長期前払費用	11,316	利 益 剰 余 金	5,981,448
繰延税金資産	137,207	利益準備金	100,000
その他	54,529	その他利益剰余金	5,881,448
資 産 合 計	16,429,681	固定資産圧縮積立金	143,760
		別途積立金	5,200,000
		繰越利益剰余金	537,687
		自 己 株 式	△154,633
		評価・換算差額等	46,441
		その他有価証券評価差額金	9,753
		繰延ヘッジ損益	36,688
		純 資 産 合 計	7,472,698
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	16,429,681

損益計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		14,288,323
売上原価		7,664,597
売上総利益		6,623,725
販売費及び一般管理費		6,431,525
営業利益		192,200
営業外収益		
受取利息及び配当金	8,710	
その他の	46,523	55,233
営業外費用		
支払利息	27,134	
その他の	17,835	44,969
経常利益		202,464
税引前当期純利益		202,464
法人税、住民税及び事業税	81,149	
法人税等調整額	△4,055	77,094
当期純利益		125,370

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	450,452	170,358	978,632	1,148,990
当 期 変 動 額				
固定資産圧縮積立金の取崩				
別途積立金の積立				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	－	－	－	－
当 期 末 残 高	450,452	170,358	978,632	1,148,990

	株 主 資 本						
	利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計		
		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	100,000	150,695	4,900,000	802,799	5,953,494	△151,191	7,401,744
当 期 変 動 額							
固定資産圧縮積立金の取崩		△6,934		6,934	－		－
別途積立金の積立			300,000	△300,000	－		－
剰余金の配当				△97,416	△97,416		△97,416
当期純利益				125,370	125,370		125,370
自己株式の取得						△3,441	△3,441
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	－	△6,934	300,000	△265,111	27,954	△3,441	24,512
当 期 末 残 高	100,000	143,760	5,200,000	537,687	5,981,448	△154,633	7,426,256

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,295	20,775	23,070	7,424,814
当期変動額				
固定資産圧縮積立金の取崩				－
別途積立金の積立				－
剰余金の配当				△97,416
当期純利益				125,370
自己株式の取得				△3,441
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	7,458	15,912	23,370	23,370
当期変動額合計	7,458	15,912	23,370	47,883
当期末残高	9,753	36,688	46,441	7,472,698

個別注記表

1. 重要な会計方針に関する注記

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により
処理し、売却原価は移動平均法により
算定)

(2) デリバティブ取引より生じる正味の債権(および債務)の評価基準および評価方法

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準および評価方法

商 品……………店舗販売

売価還元法による低価法

通信販売

移動平均法による原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

卸 販 売

移動平均法による原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

未着商品……………個別法による原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

貯蔵品……………最終仕入原価法

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………建物(建物附属設備を除く):定額法

(リース資産を除く) 上記以外の有形固定資産:定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を適用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物:20年~38年

無形固定資産……………定額法

(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

債務保証損失引当金…債務保証等による損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案して、損失負担見込額を計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務は、簡便法に基づいて計上しております。

(6) 収益および費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 商品の販売

当社においては、主に商品の販売を行っております。店舗販売事業における商品の販売については、顧客に商品を引き渡した時点で、通信販売事業および卸販売事業における商品の販売については、出荷した時点で収益を認識しております。

なお、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から支払先に対する支払額を控除した純額を収益として認識しております。

② 自社ポイントおよびクーポン

当社は、店舗販売事業においては自社ポイントを、通信販売事業においてはクーポンを付与しております。売上時に付与した、自社ポイントおよびクーポンについては、履行義務として識別し、将来の使用見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、自社ポイントおよびクーポンが使用または失効した時点で収益を認識しております。

(7) 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(8) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

a 通貨関連

ヘッジ手段……為替予約等取引

ヘッジ対象……外貨建輸入取引に係る金銭債務

b 金利関連

ヘッジ手段……金利スワップ取引

ヘッジ対象……借入金に係る金利

③ ヘッジ方針

主に当社内部規定に基づき、為替変動リスク、金利変動リスクを軽減するために、ヘッジ対象の範囲でデリバティブ取引を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

ただし、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一でありヘッジに高い有効性があると認められる場合や特例処理によっている金利スワップについては、有効性の判定を省略しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 担保に供している資産および担保付債務

建 物	1,394,816千円
土 地	2,779,761千円

上記は、1年内返済予定の長期借入金 824,806千円および長期借入金 1,958,391千円の担保に供しております。

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 6,256,045千円

(4) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債務	1,144千円
--------	---------

3. 損益計算書に関する注記

(1) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

仕入高

229,747千円

外注委託費

5,169千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類および株式数

普通株式

288,193株

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

棚卸資産

11,332千円

未払事業税

2,463千円

賞与引当金

34,245千円

退職給付引当金

57,905千円

長期未払金

3,173千円

減損損失

272,080千円

関係会社出資金評価損

33,499千円

その他

69,379千円

繰延税金資産小計

484,077千円

評価性引当額

△237,849千円

繰延税金資産合計

246,228千円

繰延税金負債

繰延ヘッジ損益

△16,161千円

固定資産圧縮積立金

△85,907千円

その他

△6,951千円

繰延税金負債合計

△109,020千円

繰延税金資産（純額）

137,207千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった

主な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
住民税均等割額	6.5%
評価性引当の増減	0.9%
その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>38.1%</u>

6. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に関する注記」の「収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,535円25銭
(2) 1株当たり当期純利益	25円74銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

ヒラキ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
神戸事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊東 昌一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福井 さわ子

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ヒラキ株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヒラキ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

ヒラキ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
神戸事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊東 昌一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福井 さわ子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ヒラキ株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、社外取締役を含む取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、代表取締役を含む各取締役との面談を通して、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人からは年間の監査計画の説明を受け、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。さらには会計監査人の評価・選定に係る相当性に関し検証いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月24日

ヒラキ株式会社 監査役会

常勤監査役	上平田 哲	㊟
社外監査役	熊尾 弘樹	㊟
社外監査役	山田 良種	㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

議 案 剰余金の処分の件

当社は、キャッシュ・フローを重視した経営を実践し、内部留保を充実させながら、会社を継続的に発展させることによって、株主の皆様へ安定的かつ継続的に配当を行うことを基本方針としております。

上記方針に基づきまして、当期の剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金10円
なお、配当総額は48,674,070円となります。
これにより、中間配当を含めた当期の年間配当は、1株につき金20円（配当金総額97,382,140円）となります。
2. 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年6月30日

(ご参考) 当社取締役および監査役のスキルマトリックス

取締役会の構成ならびに各取締役および監査役が備える主なスキルは次のとおりであります。

氏名	役職	企業経営 経営戦略	営業 マーケティング	人事 労務	財務 会計	内部統制 コンプライアンス	EC IT
伊原 英二	代表取締役 会長兼社長 執行役員	●	●	●	●	●	
梅木 孝雄	取締役 専務執行役員	●	●			●	●
姫尾 房寿	取締役 常務執行役員	●		●	●	●	
堀内 秀樹	取締役 執行役員	●	●			●	●
朝家 修	社外取締役	●		●	●		
船瀬 紗代子	社外取締役	●		●			●
上平田 哲	常勤監査役	●	●			●	
熊尾 弘樹	社外監査役	●		●	●	●	
山田 良種	社外監査役	●		●		●	

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 : 神戸市西区岩岡町野中宇福吉556
当社 本社5階多目的ホール
電話 (078) 967-1062

交 通 : JR大久保駅北バスターミナル神姫バス3番のりば12番系統
「秋田経由」8時45分発に乗車のうえ、福吉にて下車、東へ
徒歩2分

お車でのご越しの際は、当社岩岡店駐車場をご利用くださいます
ようお願い申し上げます。

